

避難指示で危険な場所から全員避難！

避難勧告は
廃止です！



問合先 危機管理課
これまで警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)の違いが分かりにくかったため、5月20日から避難勧告を廃止し「避難指示」に一本化し、避難のタイミングを明らかにしました。また、災害が切迫し避難場所などへの避難が安全にできない場合、自宅や近隣の建物に緊急的に安全確保を促す情報を警戒レベル5「緊急安全確保」とし、早期避難を促す情報を警戒レベル3「高齢者等避難」とするよう見直されました。

| 警戒レベル | 新たな避難情報等 | |
|--------------------------|----------------------|----------------------------------|
| 5 | 災害発生 又は切迫 | きんきゆうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1 |
| ~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~ | | |
| 4 | 災害の おそれ高い | ひなんしじ 避難指示 ※2 |
| 3 | 災害の おそれあり | こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 ※3 |
| 2 | 気象状況悪化 | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) |
| 1 | 今後気象状況 悪化のおそれ | 早期注意情報 (気象庁) |

これまでの避難情報等

| |
|--------------------------|
| 災害発生情報 (発生を確認したときに発令) |
| ・避難指示(緊急) ・避難勧告 |
| 避難準備・ 高齢者等避難開始 |
| 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) |
| 早期注意情報 (気象庁) |

(※1) …市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

(※2) …避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

(※3) …警戒レベル3は高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

「避難」って何をすればいいの？

小・中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けることです。下記の4つの行動があります。

避難所・緊急避難場所への立退き避難
マスク・消毒液・体温計・スリッパなどを携行しましょう。

安全な親戚・知人宅への立退き避難
普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

安全なホテル・旅館への立退き避難
通常の宿泊料が必要です。事前に予約確認し、ハザードマップで安全かどうか確認しましょう。

屋内安全確保
ハザードマップで下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認することが必要です。

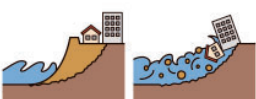
※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

| | |
|------|-----------------------------|
| 3・4階 | 5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水) |
| 2階 | 3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水) |
| 1階 | 0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水) |
| 1階床下 | 0.5m未満(1階床下浸水) |

③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。